

大宰府安楽寺の寺官機構について

恵 良 宏

(1)

安楽寺は周知の如く、菅原道真を祀る太宰府天満宮が、明治初年（五年）の廃仏毀釈で神仏混淆の祭典を廃されるまでの呼称である。当初は天満宮安楽寺とも、安楽寺天満宮とも称した。神社における神宮寺のそれとは非常に似ているが、両者の関係は切り離せない、むしろ一体の関係をもって歩んできた歴史をもっている。

安楽寺の草創は、延喜元年（九〇一）正月、時の左大臣藤原時平の讒奏によって、大宰権帥として左遷された菅原道真が、同三年、大宰府の配所に薨じたことよって開始される。その明確な年代は知られないが、道真の墓所の上に廟が建てられ、安楽寺と称したのは、延喜五年（九〇五）をさかのぼらぬ延喜年中（九〇五―九二二）と考えられる。^{註(1)}

安楽寺は当初は全くの私建寺院――すなわち、菅原氏の氏寺であり、天満宮はまた道真の廟であつた。後述のように、その別当職には菅原氏より、道真の子孫が選ばれ、しかもその補任権が菅原氏長者に掌握されてこより発する氏牒が効力をもつものであつた。当時の貴族各氏の氏長者の所有していた権限にかつての古代豪族長の有していたと同様な氏神または氏寺の祭祀・管理権が引つぎ見られることによつてもその氏寺の性格がうかがわれよう。やがて二代別当鎮延（道真の孫）の補任より、太政官符をもつて別当職補任が行われるという官寺の性格を帯びるようになったが、なお菅原氏氏寺としての性格を変えたものではない。安楽寺草創後五十年たらずにして、律令の權威をかりて寺の地位を高めたものと考えられる。しかもこの時期の寺の規模としても小さく、堂塔の建立も二堂であり、大宰府をひかえていても私的な存在であつたことを推測させるのである。

要するに安楽寺は、古代における大宰府管内の社寺としては、十世紀に入つての成立という比較的新しく出現した私的寺院であることに注意したい。宇佐宮や観世音寺と比較すれば、全く当時における新興勢力であつた。従つて、大宰府の結びつきも極めて強く期待され、むしろ大宰府によつてその存立、発展を計つて行

かねばならない寺院であつたといえよう。その点、大宰府を外護者として出発した観世音寺と同様な関係におかれたが、安楽寺は十一世紀に入ると自らの力で急速に発展して行き⁽²⁾、反面、観世音寺は余りにも大宰府に依存しすぎ、寺運もまた度々の火災によつて衰退し、やがては東大寺の末寺と化してしまふのである⁽³⁾。先に述べた安楽寺の一見、官寺の性格を帯びてきたことは、外護者に大宰府を仰ぐためにも好都合であり、益々隆盛に向いつつあつた天神信仰と相俟つて、大宰府官人として下向した中央貴族達と安楽寺・天満宮との結びつきを一層緊密にさせたものであろう⁽⁴⁾。

寺領もまた大宰府関係の官吏の寄進によつて成立し、平安末期に至つて最大に達した。数十町から百数十町に及ぶ荘園三十余ヶ所、末寺、末社も数ヶ所に及び、宇佐八幡宮・弥勒寺とともに九州の荘園領主の双壁にまで発展を見た。これらの寺領成立の様相は「安楽寺草創日記」⁽⁵⁾によつて知られる。寺領に関しては片山直義氏「古代末期の安楽寺領」（福岡学芸大学紀要第5号）及び、拙稿「安楽寺領について」（史創9号）参照。結論のみいえば、安楽寺は、寄進地系荘園の上に成立した寺院であつたといえる。これらの寄進寺領はほぼ九州全域にわたつて存在し⁽⁶⁾大宰府管内（九州）から出ることにはなかつた。この点は、中央諸大寺社の所領分布とは自ら異つてゐる。宇佐宮と同じ様に大宰府の援護の下に、その管内に九州にわたつて、所領獲得の動きを行つたといえよう。

安楽寺の性格の、九州の他の旧勢力たる大寺社に比べて、成立の問題において相違が見られる点に注意したい。宇佐八幡宮の草創は古く、国家的神に上昇した時期でさえ奈良時代中期に朔る。おそらく原史時代以前よりつづいていた祭祀の歴史を有するのであろう。しかも、その後にはその地域社会における有力な土豪・氏族（宇佐・大神・辛島氏など）の勢力と信仰とをひかえて祭祀が行われていたという点で、安楽寺とは大きく異なる出発点に立っている。宇佐宮に連なる筑前宮崎宮を始め、宗像社、肥後国阿蘇社などの古い在地勢力と密着した勢力と、新たに設置された大宰府によつて祭祀が始められたり、その援護が行われた香椎

廟、観世音寺、各国国分寺（これは律令国家によって行われた）、安楽寺天満宮等の九州という土地とは元来、接触・因縁がなくて、中央政権或はその出先機関によって支えられた新勢力があるように考えられるが、このような相違がそれぞれの発展の歴史に大きく作用したと思われる。ことに安楽寺は祭祀の主体も菅原道真という中央貴族であり、その政治的失脚者の怨霊を鎮めるために公的な権力で以て草創され、外護せられて発展したのである。従って、中央貴族―大宰府を中介してではあるが――との結びつきも密接で、ことに領家を菅原氏長者に仰ぐ庄園領主に成長してからは、中央との直結が一層著しい、文化的にも中央文化を移植し、大宰府衰退後の大宰府文化の継承者としての地位もここに由来するのである。

以上、安楽寺の特質について概観したが、成立の後、堂舎が次第に建立され、寺領も増加して行くにつれ、寺内の機構、住僧も整備され、寺領の支配組織もとのえられて行つた。ここでは主として、安楽寺の中心であった天満宮の神官、及び安楽寺の寺家の組織について述べたい。

(2)

天満宮、すなわち菅原道真の墓廟に建てられた神殿を中核として、安楽寺が造立されていったと考えられる。これには異説もあつて、草創日記にあらわれる四寺、四堂が天満宮成立以前の安楽寺であるという考えで、奈良時代末の瓦が出土したことから或は信じられるかも知れないが、しかし安楽寺が延喜年中以前にすでに存在していたとしても、それは全く無名の存在であり、天満宮の成立をみてはじめて発展したのであるから、天満宮と安楽寺は一体と見做すべきであろうと考へている。

安楽寺、天満宮は祭られる対象が菅原道真という実在の人物であり、また時代も平安時代という点から、成立当初より神仏混淆の神社であり、寺院であつた。名称も安楽寺天満宮或は、天満宮安楽寺とも称している。しかし、主体を天満宮に考へると安楽寺は天満宮のいわば神宮寺的存在であるともいえる⁽⁷⁾。しかし一般の神宮寺、例えば宇佐八幡宮における弥勒寺、越前氣比宮の氣比神宮寺、鹿島神宮寺、豊前香春神社の神宮院等の場合とは異つて――各地方豪族に支持され、またその属す神社の地域社会における農耕生活の繁栄と安定とを神のために約束する目的で建立されたという神宮寺とは異つて、また豪族（貴族）菅原氏の祖先追善のための私建寺院―氏寺に近いものであると同時に、藤原広嗣を祀る、

肥前国の松浦弥勒知識寺のように⁽⁸⁾、安楽寺もまたその祈禱、祭祀の対象が政治的失脚者横死者道真であること、そして広嗣と同様にその崇り恐怖が上層貴族を脅かし、天神信仰というものを醸成し、その造宮建立も公的立場（朝廷、大宰府）から進められたのである。また別当職が菅原氏―祭神の血統に属する氏人より選ばれたということからも安楽寺の方が優位に立ち、神官よりも別当をはじめとする僧官の力が優越した。元来、神社においては神仏習合、本地垂迹の考え方より、社人よりも供僧、神宮寺の僧が優越したと考へられる。例えば肥前の河上宮、筑前管崎宮、筑後高良宮、豊後杵原宮や大隅正八幡宮等のごときである。

一方では最も仏教的色彩の濃い神社であつた宇佐宮を始め、宗像、阿蘇等の神社においては、古代以来大宮司がかつてのその地域社会の首長であり、或は祭神の系譜に連るものと意識されて、中世以降武士化するとともに、古代豪族の有した祭祀権と政治権力とを兼備したので、神宮寺より優越し支配権を確保できたのである。天満宮は神社であり、同時に安楽寺という寺院であつた関係上、観世音寺あるいは国分寺と同様に寺としての組織でもって寺務を運営した。しいて神社的要素を見出すならば、寺院支配機構の最高機関である別当職が菅原氏人によつて相承されたということであり、且つ祭祀の最高の享受対象が別当に極めて近縁の先祖であるという点に見出され、安楽寺の性格を形成していると考えられるのである。そして廟から、寺院として成立、発展し、天神信仰が中世に到つて完成発展するにつれて、再び廟的、あるいは神社的性格を濃厚にして行きつづ、中世を経るに従い、荘園制の解体・崩壊という経済的危機に面し、社寺本来の機能である信仰を広めるといふ段階に立戻つた時、すでに御霊信仰より学問文道の神へと神格が変化していったところの天満信仰を強調して、漸次神社として脱皮していったものではあるまいか。中世末期の史料においては安楽寺の名称よりも天満宮として現われるものが多いこともこれを裏付けるものである。神社―天満宮として変化したことが中世末の変動期に際せず、近世、さらに現代へと引つづいて存続する遠因となつたものと思われ。

十世紀の初頭に成立をみた天満宮、安楽寺の成立期における寺内の機構については明らかでない。草創後二三十年を経た天曆元年（九四七）八月、菅原氏の氏牒によつて、道真の孫平忠が別当に補任された⁽⁹⁾。成立より平忠の別当補任までは大宰府長官によつて祭祀が行われたといわれるが⁽¹⁰⁾、後年に大宰府官人によつて所領寄進や祭宴が次々と行われたこともこういつた祭祀を司つたことに由来するものであろう。しかし、この間の事情や祭祀の実態については明らかではな

い。平忠は道真の子淳茂の二男で、当時の氏長者菅原高視とは近親(甥)の關係である『草創日記』に「安楽寺別当長者御子孫之事、平忠聖廟御孫」と見えるように菅原氏の氏人より別当に任ずる最初の人物である。以後歴代の別当職が菅原氏氏人より補任される先蹤が開かれたのである。先述のように氏長者によって氏寺の祭祀・管理権がそのまま古代豪族のそれと同じ様に平安時代に至っても見られるのである。また安楽寺が公的な権限でもって成立されたにもかかわらず、菅原氏の祖廟、氏寺的位置にあったという一端を示すものである。

平忠は天曆十年(九五六)三月、卒したが(菅原系図)、その前年には同じく菅原氏出身の鎮延が二代別当に任ぜられたが、四年後の天徳三年(九五九)には改めて「始申成官符¹⁾」して別当職に補された²⁾、この時になって「以三氏人解³⁾、言上於官⁴⁾、補任寺司⁵⁾」という制度へと変化が見られる⁶⁾。すなわち太政官符を以て別当職補任が行われるという官寺的僧官制度を採ったのである。ここに至って安楽寺が官寺の性格を帯びてきたかのようであるが、先掲の史料のように氏人の解(上申)を以て官(太政官)に言上する手続をとるのであるから、依然として菅原氏氏寺としての性格を失ったのではない。後代までずっと菅氏出身者による別当職相承が行われている。従って安楽寺はこの時点に至って、律令の權威をかりて官寺に準ずる定額寺に列することになったのであろう。以後大宰府との——とくに官人との結びつきも強まり、彼らの堂舎建立、寺領寄進が著しくなった——行事が「国衙并府役」⁷⁾とせられたことも理解が容易である。定額寺となると、私寺あるいは氏寺的な寺院も別当以下三綱等の僧職が設定せられ、年分度者を給され、資財の管理、造管修理は檀越と国司が検校し、官費が給されることになる。官寺と異なる点は別当は官符によるが、檀越・氏人の選出する者が任ぜられ、三綱は門徒中より六年を限って選ばれる。安楽寺の場合、二代別当鎮延の補任後、定額寺となるとともに寺司(所司)の設置を見たと考えられる。北野寺(北野社)の場合、貞元元年(九七六)安楽寺に准じて氏人をもって寺司に任ずるよう定められた⁸⁾。

別当、安楽寺寺務を統轄する最高の機関は別当職であった。別当とは本官に非ずして別にその職に当るの謂であるから、庶務・人事・会計等の事務的事項を事務の本官ではない僧——菅原氏出身の僧——が執行したのであろう。この別当には前述のように、菅原氏の一族で、「聖廟(道真)御子孫」という高い權威と、血統と太政官符を背景に自ら大きな権限を有したと思われる。現在天曆年中の平忠以後、南北朝期道真十六世後裔の経円まで三十六代の別当が知られる。(表参照)

いずれも菅原氏であった。鎌倉時代以後、次第に別当の安楽寺下向責任が見られなくなり、観応・文和年中(一一三〇—一一三五)の経円以降は別当(正別当)補任もなくなり、かわって留守別当(留守職)によって寺務が沙汰せられるようになった。初期においては造管の關係もあり、下向が見られた⁹⁾。

寺司は十一世紀末の永長二年(一一〇九六)「天満宮安楽寺留守所¹⁰⁾」が史料の初見である。これによれば、権少別当、修理別当、上座、寺主、権寺主、都維那、権都維那、知事が知られる。おそらく、史料には見えないが、別当に次いで権官があり、少別当及び権少別当があつて最高機関を構成し、修理、造管を司る修理別当、権官、少別当及びその権官が置かれ、所司として上座以下の三綱が設置されたものであろう。史料的には十一世紀末の状態しか明らかではないが、本来的にはこれらの別当、所司の権官を除いたものが成立期十世紀半の状態であろうと考えている。安楽寺寺務は十一世紀末永長の頃にはすでに留守所となつて居り、この年の観世音寺との相剋には、別当の留守目代元範なるものも見えていた。従って安楽等の政所の実権は、少別当あるいは権少別当等によって掌握されていたといえよう。これらのいずれも菅原氏一族であり、後の留守職大鳥居氏、小鳥居氏などにつながるものである。次で承徳二年(一一〇九八)四月五日の安楽寺¹¹⁾にも、権別当、上座、都維那、権寺主、権都維那、知事及び政所勾当二人、公文勾当一人が見え、寺務の中心政所、記録・文書に關係した公文所の設置がなされていたことが知られる。他に鎌倉時代に入るが、建仁三年(一一二〇三)の別当法眼下文¹²⁾によれば、安楽寺には田所があり、更に修理所なども設置されていたことが知られる。史料的にはいづれも明確ではない。寺領管理をした田所は寺領が急激に増加する十一世紀初頭に設置をみたと推定され、修理所は同様に次々と堂塔が建立され始めた十世紀末の成立であろうと考えられる。¹³⁾注意したいことは別当職以下の僧官が夫々菅原家の中から選ばれ、その職の相承が自己の子孫、あるいは一族から選ばれて行われたということである。

以上の機構でもって、中世に入っても寺務が運営されらしく、「草創日記」の巻末に記載される「當寺五綱所司昇進次第之事」には、五綱所司と見えるので、三綱の外に二の所司が設定されていたらしい。それによれば、上座職、昇進¹⁴⁾、寺主職、都維那職、修理事職の順で挙げられるが、そのまま上下關係を構成するものと思われ、各人の昇進が記されている。ここに記される人物はいづれも鎌倉初の史料に現われるので、平安末より鎌倉初期における安楽寺所司の構成を示すものであろう。但し、昇進というのか明確ではなく、五綱は上の四職に少別当

或は留守別当を加えたものを意味するのであろうか。

南北朝期における所司は、暦応五年(一三四二)卯月日の安楽寺政所補任状⁹⁰には別当は在京とあり、少別当三人、権少別当兼修理行事、修理別当兼檢校、権修理別当、上座、寺主、都維那とその権官二人、知事等が知られ、更に康安二年(一三六二)、南北朝対立の風潮によって留守大鳥居信高を排斥して、安楽寺権別当信祐(小鳥居氏)が一撥契約を結んだが⁹¹、その契状には、権別当以下の別当、所司七名の外、十禪師、大法師、且筆、成業上、宮師、堂僧、九禪師などといった僧官が署名している。いづれも不明であるが、所司以下の下級僧官、大衆、住僧である。以上のような機構で寺務を運営した大体他の諸寺院と同様な構成である。しかし、これらはいづれも、史料的には極めて所見が乏しく実態は把握できない。この他に本寺外の各堂院における檢校職や預職等も散見する。

寺内の堂塔院の増加と共に、そのための住僧も増加したのであるが、ほぼ堂舎の飽和したと見做される平安末期において、果して幾程あったかは明確にしない、ただ堂宇三十ヶ所を数えることができるので、それに伴う僧侶の増加やその僧坊も数多く建立せられたとせねばならない。草創日記に見える各堂舎の九禪師、十禪師、三昧、預、承仕、堂僧等を合計してみると二三〇名をこえるが、おそらく正確ではないであろうが安楽寺住僧とみても良からう。寺院における住僧の数としては、奈良時代には大寺で五〇〇から九〇〇人、小寺で二〇〇人以上いたといわれる。平安時代でも大寺には相当数の住僧が在ったものと考えられるが、成立もほぼ安楽寺に近い時代の醍醐寺は平安末に大体五百二十九口の僧が居たという⁹²。安楽寺の場合は、草創日記に見える諸行事の諸僧をみると大体四十人程度が最も多くあらわれるので、右の百三十人から二百人内外の住僧を有する寺でなかったかと思われる。また長治元年(一一〇四)に宇佐弥勒寺大衆と安楽寺大衆と鬭争した事件があるが⁹³、大衆という語は寺院でふつうの僧侶という以外に、この場合乱闘事件を起した大勢の僧侶という意味に解せられる。安楽寺が十二世紀になって武力を有したと考えられるので、このような大衆を僧兵として養っていたものであろう。

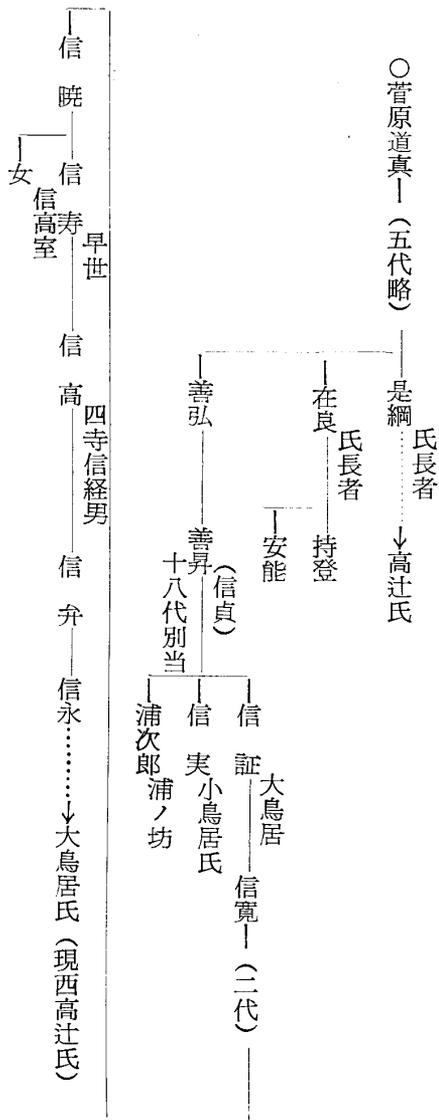
安楽寺の寺司、僧官に対して、天満宮には神官が奉仕した。「草創日記」、四度宴⁹⁴にあらわれる文人廿人も後世に社家の一として残っている。祠官の一職名であろう。文人の名称はその名ばかりが小野氏に伝わって居り、もんにんと訓み⁹⁵、四度の宴に参加するので詩文に關係する職であると思われ、宮中で行われた四度の宴の文人と同様な職掌である社職で、このような職掌の見えるのは大宰

府天満宮のみである。文人は後の連歌屋とともに、道真が文章の神とされるに至って起ってきたものであって、天満信仰の変遷に伴ってかつての神官小野氏がこの職を専ら勤仕するようになったと推定している。小野氏は当初は安倍氏とともに天満神に奉仕する神官であった。康和五年(一一〇三)三月十日の藤井今武田地売券⁹⁶、及び長治二年(一一〇五)三月十日、府老藤原延末田地売券⁹⁷、に在地随近によって、筑前穂波郡大分宮別当、肥前国神崎庄別当とともにこの二人の田地売券に署判をすえている天満宮権大宮司小野朝臣某はこの小野氏である。売券の田地はいづれも筑前国怡土庄内であるから、天満宮は大宰府の天満宮と見て良いと思われる。

正暦三年(九九二)、十月四日天満宮から菅原道真の託宣が伝えられた。この託宣は多分に安楽寺による作為が見られ、あたかも道真の曾孫輔正の大宰大貳在任中のことであり、別当松寿と輔正とのたぐみな結託によるものであった。同四年に出された託宣も同様に大宰府と安楽寺との結合を知るものであって、当時の大宰府及び管内の国司の貢上物の末進——庄園制の発展に伴う律令的調庸貢上の停滞から来るものであって府官人、国司の怠慢とのみ云い難い状態であったが——とその糾弾に対して、彼らの立場を天満神の託宣を代弁したかの感がある⁹⁸。この託宣に關係したのは大宮司安倍近忠、称宜藤原長子であった⁹⁹。近忠は唐院大宮司とも称している。いづれも大宮司といい、権大宮司といい、また称宜といふ神社における職掌名である。大宮司は事務官との兼任であったと考えるが、称宜は祭祠官である。託宣を伝え、しかも女性であるところより初期の天満宮における祭祀が宇佐八幡宮における称宜辛島氏のようなシャーマン的な性格をもっていたことを窺はせるのである。安楽寺全体の中では、廟院Ⅱ天満宮に奉仕する社官であって、安楽寺の方には別当以下、三綱による支配機構が組織されていたといえよう。従って安楽寺が隆盛であった当時には、大宮司という地位も寺に從属するものであったと思われる、先の託宣の署名にも大宮司は最下位に記される。近世においても天満宮では別当よりはるかに下位に、宮ノ内大宮司は位置づけられている¹⁰⁰。この点他の神社の社家組織とは全く異なる。大宮司の安倍氏、権大宮司の小野氏といい、いづれも古代以来の氏族名であるが、菅原氏とは直接的關係は明らかではない。おそらく「筑前国統風土記七、天満宮」に「当社の祭祀、いにしへは都督の人、祭り給へり」と見える如く、初期草創時に大宰府より入った氏族ではなかったかと推測される。

南北朝に到り、別当は完全に在京し、安楽寺は留守別当としての大鳥居氏、及

びその支族小鳥民氏が夫々交代に任じたといわれる。この二氏は同じく菅原氏出身で、十八代別当善昇の後裔であり、系図によれば、善昇の父善弘が、寺領肥前国小倉庄に下向してそのまま土着し、安楽寺に入ったとする。系図の世代より考えれば、鎌倉時代の始め頃と思われる。善昇は祝髪して信員と号し別当となった。その嫡子信証（昇）の系統が大鳥居氏を称し、二子信実が小鳥居家を建てたという。この二氏出身者によって権別当、少別当等の所職が相承されて、安楽寺内における実権を掌握し、ついに留守職の獲得、天満宮の支配権が確立されるに至るのである。留守別当の系図を示すと次のようになる。



中世以降、安楽寺あるいは天満宮におけるいわば大宮司的存在となるのは大鳥居家であった。とくに南北朝時代信高の時代は留守職をめぐって、小鳥居家と対立し、あたかも各武士団における惣領、庶子の対立に類似した動きを見せる。その時期に一時武士化した如くであるが、武士的活動はきわめて少かつたようである。とくに筑後国水田庄(下妻郡)を中心として留守領というものを形成して行った動きには注目すべきものがある。こうした動きの下で安楽寺に対する主導権を掌握して、留守別当職は大鳥居家の独占となつて近世に至る。こうした過程等については稿を改めて述べたい。南北朝期に武士化したとはいえずやがて神官乃至僧官として戦国時代を経て近世に至る。安楽寺が、中世以降漸次神祕的性格を濃厚にして行きつなつたお寺院として存在したと同様にきわめて不明朗な存在といえる。九州において鎌倉、南北朝を通じて、大宮司が武士化し、領主化した宇佐宮、宗像社、阿蘇社、高良山、武雄社などに對し、觀世音寺、香椎廟、河上宮、正八幡宮、柞原宮など、寺院として、神社として変質しなかつた二型の庄園領主

の存在が見られる。安楽寺は天満宮を表面に立てて居りながら、寺院として存在したのであって、寺領のあり方、あるいは寺領に對する領家としての支配力においても、貴族的ともいえる対し方しかとれなかつた。ここに原因があるように思われる。辺境庄園としての九州における庄園領主の一つの型を示しているものがあるうか。

安楽寺・天満宮のそもその出発が、菅原氏祖先の廟所・墓所であり、また氏神・氏寺的存在であつたからか、安楽寺は寺領として数多くの庄園の寄進を受けるとともに、菅原氏氏長者を領家として立てるに至る。天満宮が京都北野社と

本末の關係をもたず、安楽寺が天台宗の寺院でありながら、執拗なまでの末寺化攻勢を受けても延暦寺の末寺とならなかつたこと理由は明らかではなく、また種々挙げられようが、墓廟であつたことによる所が大きかつたと思われる。一体廟すなわち墓とも考えられるもの相伝は血統の者を選ぶのが昔のならわしであつたようである。本願寺御影堂なども同様に親鸞上人の血族をもつて、影堂留守職となし子孫に継承させている。従つて菅原氏(氏長者)の廟所(安楽寺・天満宮)に對する支配は別当職や留守別当、寺司の補任、解免にとどまらず、各寺領庄園の支配にまで及んだ。寺領支配に関する史料は極めて乏しく、平安・鎌倉時代にはほとんど明らかでない。南北朝時代下つてやや明らかとなる。すなわち安楽寺領の各庄園における庄司、預所、下司などの庄官の補佐或は改替は領家菅原氏の長者によつて行われ、しかもそれが、田地の沽却⁸⁾、或は代官の改替にまで及び、安楽寺留守職を獲得した大鳥居・小鳥居氏もまた寺領の庄官であり、代官職を得ていたことが知られるのである。従つて「天満天神御在所、不准他社」という限の大きさを推測できるのである。従つて「天満天神御在所、不准他社」という天満宮・安楽寺の特殊性とそれに血縁をもつてつながら菅原氏による寺領の支配は、安楽寺の支配者留守別当もまた自己と同じく一族で、しかもその祭神と血縁によつて結ばれている強い連帯感がひいては領家の寺・寺領の支配に強力な方式を採用しえたのであろう。

中世末、近世初に天満宮として変質⁸⁾していった時期における神職組織はこう
いった、別当・所司による寺務支配、それに従属的な天満宮の祭祀官ともいうべ
き大宮司・祢宜等といった関係を継承して、留守大鳥居氏以下の僧官による上部
組織が構成され、社官による下部組織が構成されている。近世初頭⁹⁾の神官構成
は次の如くである。(数字は慶長十八年の石高を示す)

(3)

宏 良 恵

大鳥居家	二〇〇石
小鳥居家	三
御供屋別当	二二
執行坊	一五
浦之坊	一五
二、三宮司(師)職	
宮師満盛院	四〇
檢校坊	一五
勾当坊	二〇
三、三綱	
上座坊	八
寺主坊	二
都維那坊	二
(以上社職)	
四、文人 三家	
小野但馬	八
小野加賀	八
小野志摩	八
五、十衆徒(僧職)その他	
花台坊	二〇
六度寺	一五
安祥寺	三
常修坊	四
石築地坊	一五
明星坊	一、五

十境坊	三
真寂坊	二、五
寂門坊	二、五
連歌屋迎寿院	
境外三ヶ寺	
光明寺、本願寺、薬師寺、	
以上 上官	
六、下官	
正堂	二、五
権堂	二、五
正知事	二、五
一番、二番、三番	各二、五石宛
正大工	二、五
宝藏	二、五
時打三人	二石宛
大宮司右京	一、五
大宮司彦六	一、五
大宮司内蔵助	一
神人 三名	
志きし孫次郎	〇、八
不老大夫	〇、五
神楽御子	〇、五
掃部所	〇、六
専徳	一、〇
鐘撞	一、五
御供かしき	〇、三(以下略)

以上、上官、下官、或は社官(社職)、僧職(寺官)とに分けられているが、
別当は菅原氏に血縁を有する家であり、僧体であるが妻帯している。留守別当大
鳥居家は後では清僧となった。三宮司職は道真に從つて大宰府に來つた味酒安行
の子孫と稱し、神殿宿直を月の上、中、上旬にわたつて夫々行ふとされ、かつて
の宮師法師に相当するものである。三綱は従来の所司三綱をそのまま継承した
ものと思われる。衆徒以下各寺院が所謂もとの安樂寺を構成するものである。

しかし原山寺廢退の後、安楽寺に寄留し、そのままくり込まれたものも多い。花台坊(岡見氏)六度寺(宮小路氏)などは、そのように伝承している。連歌屋は、天満宮における連歌興行が室町時代より行われていたが、近世初めに成立したものである。下官はいわゆる下級の神職であろうが、大宮司がこの中に入るのは他の神社とは全く異なる構成である。このように安楽寺より天満宮へと変身したために、その構成が多分に寺院的である。別当家が豪族化しなかったこと、神官供僧の武士化が見られなかったことも特色であるといえるが、中世末の動乱期に多くの寺院は滅亡、退転していった中に安楽寺は多数の寺領を失って、衰退しつつも、なお存続し、やがて神社としての天満宮が強く意識されて、近世を通じて信仰が深く息づいてきたのは、宗教的に天神信仰が旺盛であったことも云えるとしても、安楽寺の特殊な性格を考えられるのではあるまいか。その土地、一地方に密接な因縁をもった在来の神社であれば、その地域社会の人々の生活に密着した根深い信仰が存在するといえるのであるが、九州の土地にそのような古い基盤をもたぬ天満宮にはその存在の中に、かつての大宰府文化の継承者としての一面をもっていたからとも思われるのである。

〔註〕

①安楽寺草創の年代に関しては『帝王編年記』に「延喜三年二月廿五日、於大宰府薨、御春秋五十九、欲奉葬三笠郡四堂辺、御車途中留而不動、仍奉葬其処、安楽寺是也」とあって、草創の発端を知りうる、安楽寺の位置は、現今の大宰府神社境内全域で、安楽寺の中心地が現在の本殿付近である。境内から「安楽寺」銘を有つ、平安時代の瓦が出土しているのはほぼ確定的である。瓦の中には奈良時代の様式をもつものもふくまれているので、安楽寺の成立を古くさかのぼらせる説もあるが、ともかく発展したのは菅原道真の祀廟建立であることは誤りないので歴史的出发点をここに置きたい。成立の年代は、「帝王編年記」では道真の死の直後とするが、「天満宮安楽寺草創日記」では、御殿者延喜五年乙丑八月十九日、安行承建立、「御墓寺延喜十五年乙亥、安行始造」、「安楽寺安行建立或云延喜十年」とあってまちまちである。すでに草創日記の成立したと考えられる鎌倉時代において不明となっていたようである。「最鎮記文」(群書類従巻二十)に取められている貞元元年(九七六)の太政官符によれば、「安楽寺味酒安行去延喜年申始所建立也」とし、『菅家御伝記』所引の「安楽寺学頭安修奏状」には「延喜五年

八月十九日、安行依神託立神殿」とし、『筑前州大宰府安楽寺菅丞相祠堂記』にも延喜五年説をとる。また「僧綱補任」では、延喜十九年、中納言藤原時平の建立とする。いづれにしても、安楽寺或は天満宮の神殿が、道真の弟子であり、京より従って面倒をみた味酒安行によって建立せられたのは、延喜五年を上らぬ延喜年中としているのである。

②安楽寺は草創以来、公的立場として大宰府の強力な援助によって基盤を固めたが、やがて大宰府の援護から離れて発展する。蓄積された財力、僧兵による武力は十一世紀に入ると安楽寺自らの発展に向けられ、かつての最大の外護者―大宰府は最大の干渉者へと一変する。大宰府と安楽寺との軋轢は、長元九年(一〇三六)恒例の曲水宴最中に、大宰権帥実成と安楽寺との乱斗という形であらわれる。(百鍊抄四)原因は明らかではないが、安楽寺と宋人との間で行われた薬品取引に関して、外国貿易を取締る大宰府長官実成が強権を発動したため、安楽寺と対立したものである。実成は罷免されているが、大宰府の干渉に対して安楽寺はもはや対抗しうる勢力を有している。大宰府をはじめとして安楽寺の成長に対立したのは既成の庄園領主ことに宇佐八幡宮及び弥勒寺、観世音寺、大山寺、四王寺、彦山、香稚、管崎宮等との抗争所領争いであった。ことに観世音寺に対しては激烈で、観世音寺領筑前国嘉麻郡碓井封に対する安楽寺の侵入事件(承徳元(一〇九七)―二年(一〇九八)において著しく、自衛力に欠け、専ら大宰府の権威にのみ頼ろうとする観世音寺と武力を貯え、更に所領土師庄(碓井の隣)の庄司の武力を組織化して、大宰府の権限すら無視しようとする安楽寺側の態度はきわめて対照的である。(いづれも観世音寺文書)

③末寺となった年代は不明であるが、末寺と称した初見は康和二年(一一〇〇)であるが、観世音寺の文書の案文を全て東大寺に送った保安元年(一一二〇)をもって、事実上の末寺と化した年代とすべきであろう。年貢米の運上は少しおかれて大治二年(一一二七)である。(竹内理三氏「筑前国観世音寺史」(南部仏教2号))

④天満信仰がはじめ、怨霊畏怖の観念より次第に「一念欽仰を致す輩、保益歩みに従ひ、片時擁護を願うたぐひ利生望みの如し」(北野天神縁起)とその神徳の拡大が始められ、ついには「風月、文章のたくみなり」という文学的面が次第に中央貴族、とくに文人達によって強調されて文道神として変質してくるのであるが、その完成は平安末から中世であるとはいえず、こうした考

えから、大宰府下向の中央貴族による安楽寺参詣、諸行事興行、所領寄進がこの頃から開始されるのである。例えば早い例では小野好古の大貳在任中の安楽寺諸行事興行、大江匡房の参詣など代表的なものであろう。

⑤安楽草創の経過乃至古代末期における寺領成立の事情などを知る唯一の史料で、宇佐宮の所謂「宇佐大鏡」や観世音寺における「資財帳」に相当するのであるが、二者に比して、この史料より、寺領個々の成立事情、在地の情勢、構造などは窺えない。現在は、永祿二年（一五五九）天満宮留守大鳥居信渠によって写し改められたものしか伝っていない。元来の成立はその記載によって鎌倉時代中期頃と推定される。異本や古断簡があるところより、そのもととなる史料が存したのであろう。（現在大宰府神社所蔵）

⑥拙稿「安楽寺領について」（史創九号、昭和四十一年三月）

⑦『古事類苑』神宮寺の頃、「神宮寺一覧表」（神道辞典）では神宮寺として

⑧田村円澄氏「神宮寺の創建」（史創八十七輯）

⑨東寺文書、甲号外、安楽寺別当次第

⑩「筑前国統風土記」七、（大宰管内志上巻所収）

⑪東寺文書甲号外、安楽寺別当次第、「安楽寺草創日記」

⑫註⑪に同じ

⑬「最鎮記文」（群書類従巻二十）

⑭「安楽寺草創日記」

⑮貞元元年十一月七日太政官符

⑯正暦の託宣の筆者が別当松寿といい、六代別当元真は安楽寺で卒去したと伝えられる。

⑰根岸文書（平安遺文一三七八号）

⑱根岸文書（平安遺文一三九六号）

⑲大宰府神社文書、三号

⑳拙稿「安楽寺領について」安楽寺寺領堂塔一覧表参照

㉑昇進という項が、草創日記に記されているが恐らく誤写ではなからうか、五綱とあるも四の職しか記載されない。

㉒例えば、都維那隆慶は、嘉祿三年（一二二七）には田所職に補されていた。（大宰府神社文書七号）

㉓大宰府神社文書、古書記録控の四所収

㉔大宰府神社文書、古書記録之控八所収

㉕竹内理三氏『寺領荘園の研究』醍醐寺の条

㉖「中右記」、長治三年十月十九日の条

㉗四度宴は、正月の内宴、三月三日の曲水の宴、七月の七夕宴、十月の残菊宴の四宴である。天徳二年（九五八）大宰大式小野好古によって曲水の宴が始められて以後、永承元年（一〇四六）大宰権帥経通による七夕の宴開始まで、安楽寺における大宰府官人の年中行事化したものであった。請僧四十人、文人二十人が参加する盛大なものであった。いづれも朝廷の行事を大宰府に移し、更に天満神前に行う行事として安楽寺に入ったものである。いづれも文人による賦詩が行事の中心であった。

㉘大宰府神社旧社家小野好直氏の教示による。

㉙広瀬文書

㉚広瀬文書

㉛「政治要略」五一、交替雑事十一

㉜「天満宮託宣記」（大宰府史料上世篇五所収）及び「扶桑略記廿七」

㉝大宰府神社文書四〇七号、文祿四年、山口宗永天満宮領配分帳及び、同文書四九六号、慶長十八年、黒田長政社領配分帳

㉞宇佐宮でも宗像社でも大宮司は最高の社職である。

㉟安楽寺に隣る大山寺を石清水宮と激烈な闘争の後末寺化した延暦寺は、元永元年（一一一八）、安楽寺別当を延暦寺僧より補任せんとする事件を起し（中右記永久五年二月二十九日の条）てから、応保二年（一一六二）に至るまで四十四年にわたる攻勢がつづけられた。

㊱永和四年（一三七八）菅原長衡下文（大宰府神社文書）をはじめ多数現われる。しかし、これらは寺領筑後国水田庄を中心とする数ヶ所の状態しか窺えない、安楽寺領の大部分については不明である。

㊲永和四年九月二十六日、菅原長衡御教書（大宰府神社文書七〇号）

㊳片山直義・恵良宏『筑後国水田庄・広川荘史料』（九州荘園史料叢書十巻）

㊴安楽寺が中世後期に天満宮を表面におし出して、天神信仰を強調してきたことが、近辺の筑前、筑後に寺領が限られてきたとはいえず、戦国の末まで荘園体制を保持できた一因とも考えられ、末社を通じての支配と参詣の盛行を期待をし、それが成功して、中世末の門前町（現在の太宰府）が現在の戸数より数倍したといわれる程になったのであろう。もはやこの時点においては安

楽寺という呼称よりも、天満宮という方が史的には多いことも変質を知る手がかりとなろう。ことに天神信仰は在地武士層に広まり、享祿三年（一五三〇）において、地方の土着武士と思われるものが「任旧例、天満宮五参詣」し、しかし、遠方の故、連々無音に過ぎたことは心外の至りと述べている例からも窺えよう。（大宰府神社文書旧満盛院文書、享祿三年九月二十八日、土居（屋力）顕定書状）

④大宰府神社文書四九六号、慶長十八年十二月二十八日、黒田長政社領配分帳

安楽寺別当次第（）内は菅原氏との関係
（付）

初代別当（道真孫）2（道真孫）3（同上）4 松 5 寿 6 祥 7 全 8 元 9 真 10 文時子 11 元真兄（文時子） 12 果 13 聖 14 豪 15 任 16 算 17 増 18 守
○平 忠 鎮 延 遍 曰 松 寿 祥 全 元 真 安 果 聖 豪 任 算 増 守

安11 （増守の甥） 円	基12 （孝標子） 円	定13 （同孫） 快	信14 （在長子） 永	俊15 （信永弟） 源	俊16 （同上） 永	聖17 教	善18 （善弘子） 昇	慶19 （在良孫） 宗	全20 （在良孫） 全	珍
安21 （在長子） 能	良22 （在寛子） 雲	珍23	永	定24 （定忠子） 円	長25	円	義26 （義高子） 慶	長27	快	長28
長31	洛	長32	照	業33 （業堯） 堯	公業子 長34	玄	慶35 （国高子） 円	経36 （慶円從兄弟） 円		

（昭和四十二年九月二十日受理）